

総基事第233号
令和3年10月29日

日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澤田 純 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講すべき措置について（要請）

日本電信電話株式会社（以下「NTT持株」という。）が行った株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）の完全子会社化については、令和2年11月11日に、電気通信事業者等28者から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第172条第1項に基づく意見申出書が総務大臣に対して提出され、公正競争上の懸念が示された。

こうした状況も踏まえ、総務省は電気通信市場検証会議（以下「市場検証会議」という。）の下で、公正競争確保の在り方に関する検討会議（主査：大橋 弘 東京大学公共政策大学院院長）を開催し、同会議において、電気通信市場における公正競争確保のための必要な方策について検討が行われ、令和3年10月12日に、「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書」（以下「報告書」という。）が取りまとめられたところである。

公正競争の確保に当たっては、報告書を踏まえ、NTT持株、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下これら2社を「NTT東西」という。）、NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」という。）並びにエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社（以下「NTTコムウェア」という。）（以下NTT持株を除く各社を「NTTグループ各社」という。）において、引き続き、電気通信事業法等に基づく規律及び累次の公正競争条件を遵守することが求められる。

このため、下記の事項に関して適切な対応及び報告を求ることとし、その旨要請する。

なお、下記報告に基づき、毎年の市場検証会議等において、継続的に公正競争確保の観点からの検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要があると考えていることを申し添える。

記

1 電気通信事業法等に基づく規律の遵守

報告書の内容を踏まえ、引き続き、電気通信事業法等に基づく規律の遵守を徹底するとともに、NTTグループ各社に対し、それら規律の遵守を徹底させようすること。

特に、NTT東西に対し、電気通信事業法第30条及び第31条の規律の遵守を徹底させようすること。その際、NTTコムに加え、新たに特定関係事業者として指定されることとなるNTTドコモとの関係においても、規律の遵守を徹底させようすること。また、NTTドコモとNTTコムとの連携強化が予定されているところ、NTTドコモに対し、電気通信事業法第30条の規律の遵守を徹底させようすること。

2 累次の公正競争条件の遵守

報告書においては、これまでの事業分離やNTT再編成時において求められてきた累次の公正競争条件については、1990年代後半以降の電気通信事業法改正等により制度整備が図られてきていることや、平成4年の移動体業務の分離以降の電気通信市場における環境変化の進展等を踏まえ、その維持の必要性は薄れたと考えられる出資比率の低下の条件を除き、引き続き、遵守される必要があるとされている。

また、NTT東西とNTTコムとの間の累次の公正競争条件について、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新たに、NTT東西とNTTドコモとの間においても遵守される必要があるとされている。

これらを踏まえ、引き続き、累次の公正競争条件の遵守を徹底するとともに、NTTグループ各社に対し、累次の公正競争条件の遵守を徹底させようすること。

3 禁止行為規制の遵守状況等に関する検証について

NTT東西及びNTTドコモにおける電気通信事業法に基づく禁止行為規制の遵守状況等に関する検証のために、以下のアからエまでの項目に関して、毎年度、総務省にデータの提出を行うこと。具体的なデータの内容等については、別紙のとおりとし、取得するデータの内容については、市場環境の変化等に応じて、検証の内容とともに随時見直すこととする。

ア 局舎スペースの利用に関する検証に必要なデータ

イ グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証に必要なデータ

ウ NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要なデータ

エ NTT東西の接続機能要望等に関する検証に必要なデータ

また、総務省からの求めに応じて、NTT東西及びNTTドコモにおける禁止行為規制の遵守状況等に関する検証のために、市場検証会議でのヒアリング等に協力するとともに、前記2の公正競争条件の遵守状況等の確認に協力すること。

4 NTT東西のネットワーク調達について

NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された場合における、NTT東西のネットワーク調達について、競争上の問題が新たに生じていないか、状況を注視するため、以下の対応を行うこと。

- ・ NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された場合には、NTT東西におけるネットワーク調達に係る取引の状況のうち、県間伝送設備の調達に係るものについて、毎年度、総務省に報告すること（具体的なデータの内容等については、別紙のとおり）。

5 NTTドコモにおける財務状況の透明性確保について

NTTドコモの上場廃止後においても、NTTドコモ以外のMNO各社が公表するデータとの比較検証を行うために必要な情報については、引き続き、公開されるようとする必要がある。

今後、公正競争の確保に当たって、より一層精緻な検証が求められることから、NTTドコモに対し、セグメント別の売上高、営業利益、営業利益率、ARPU等について、引き続き、公表していくようにさせること。

6 利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等

利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等の観点から、以下のアからキまでの実施に努める又はアからキまでの各項に関わるNTTグループ各社に対し努めるようにさせること。

ア NTTドコモ完全子会社化に伴うグループ連携により、生み出されたシナジー効果を通じて、より使いやすく、安価なサービス・料金を提供することや、産業の国際競争力の強化を行うこと等により、利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等につなげること。

イ NTT東西がワイヤレス固定電話の調達手続を実施する際には、法令を遵守し、調達に係る適正性を確保すること。また、NTT東西が県間伝送設備の調達手続を実施する際には、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(平成23年11月総務省策定)にのっとり、透明性及び公平性を確保すること。

ウ 共同調達を実施する際には、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(令和2年8月総務省策定)にのっとって対応すること。

エ 公正競争確保の観点から、NTT東西によるローカル5G導入に当たって、「ローカル5G導入に関するガイドライン」(令和元年12月総務省策定)にのっとって対応すること。

オ 法人向けサービス（電気通信サービス以外のサービスを含む。）の市場動向の把握分析の強化のために必要なデータの提出に協力すること。

カ NTT持株が実施する基盤的研究開発に関する研究項目、費用負担及び研究成果の普及状況について、総務省への報告等に協力すること。また、共同研究開発等に関する現状等を把握するためのヒアリング等に協力すること。

キ 研究開発に当たっては、国内外のICTベンダーとの連携や、海外への円滑な展開を可能とする技術標準への取組の積極化などに取り組むこと。

7 将来的なネットワークの統合等に伴う課題について

今後、IOWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、光ファイバ等の設備単体での提供や様々な機能単体での提供も含め、必要なアンバンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、ネットワーク利用の具体的有意思がある他事業者が必要な機器を調達した上で、ネットワークを構築した事業者と同時に、サービスインが可能となるように取り組むこと。

以上

○ 局舎スペースの利用に関する検証に必要なデータ

- ・ スペース又は電力について、Dランクが一定期間（前年9月末日時点で、3年以上）継続しているNTT東西局舎及び直近1年間（前年10月から当年9月）にCランクからDランクとなったNTT東西局舎につき、以下のデータ
 - － 直近1年間（前年10月から当年9月）における、NTTグループ各社及び他事業者からNTT東西に対する、NTT東西局舎の義務コロケーション及び一般コロケーションの利用申込並びに当該利用申込への対応状況
 - (1) 利用申込・対応結果
 - (2) ランク変動情報の通知情報
 - (3) 提供料金
 - (4) 仮想コロケーションの利用申込・対応結果
 - － NTT東西が義務コロケーションの対象外としている設備及び義務コロケーションとして取り扱わなかった具体的な理由

○ グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証に必要なデータ

- ・ 直近1年間（前年10月から当年9月まで）における、NTT東西からNTTグループ会社へ卸された後、他のNTTグループ会社へ再卸されているFTTH卸（契約数が3万以上の場合に限る。）につき、当該再卸に係る仕入価格及び当該仕入価格と当該再卸価格の関係
- ・ 直近1年間（前年10月から当年9月まで）における、NTTドコモからNTTグループ会社へ卸された後、電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定したNTTドコモの特定関係法人へ再卸されているMVNO卸（契約数が3万以上の場合に限る。）につき、当該再卸に係る仕入価格及び当該仕入価格と当該再卸価格の関係

○ NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要なデータ

- ・ 直近1年間（前年10月から当年9月まで）における、NTT東西が加入光ファイバ、中継光ファイバの申込みを受けてから提供開始するまでのNTTグループ各社及び他事業者のうち、主要な接続事業者別のリードタイムの平均日数
- ・ 直近1年間（前年10月から当年9月まで）における、NTT東西が光サービス卸の申込みを受けてから提供開始するまでのNTTドコモ及び他事業者のうち、主要なサービス卸先事業者別の平均日数

○ NTT東西の接続機能要望等に関する検証に必要なデータ

- ・ 直近1年間（前年10月から当年9月まで）における、NTT東西に対する新たな接続機能要望への対応について、事前調査申回答や接続申回答の状況（申込日、回答日）
- ・ 直近1年間（前年10月から当年9月まで）にNTT東西が拡大した光エリアにおいて、各事業者への情報開示日前に、NTTドコモからの加入光ファイバの接続申込を承諾した事例

○ NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された以降のNTT東西におけるネットワーク調達取引の検証に必要なデータ

- ・ NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された以降の直近1年間（原則として前年10月から当年9月まで（ただし、初年度の報告については、当該期間のうち、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された日以降の期間に限る。））における、NTT東西での県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者、調達価格、公募期間及び契約から運用開始までの期間

参考

NTTグループにおける自主的な取組として公表されている公正競争条件も含め、各社毎の条件の概観把握を目的に、項目毎に概要を整理すると、以下のとおり。なお、具体的な公正競争条件については出典※のとおり。

(1) NTT東西によるネットワークの公平な提供

NTT東西は、回線提供を行う際、NTTドコモ、NTTコム及びNTTデータを不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等とする。

(2) 各種取引条件等の公平性の担保

NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間において行われる取引については、取引を通じたNTT持株又はNTT東西からの補助が行われないようにする。

また、NTT東西とNTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアとの間において行われる取引条件（局舎等の使用、工事・保守の受委託等）については、他の電気通信事業者と同等とする。

(3) 在籍出向及び役員兼任の禁止

NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間、NTT東西とNTTコムとの間の社員の移行は、転籍により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。

NTT東西とNTTドコモ又はNTTコムとの間の役員兼任は行わないこととする。

(4) 独立した営業部門の設置

NTTコムは、NTT東西との間で独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のためにNTT東西が、NTTコムの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一とする。

(5) 顧客情報その他の情報の提供の公平な提供

NTT東西とNTTコムとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とする。

(6) 共同資材調達の扱い

「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」（令和2年8月）に基づいた措置を実施することとする。

(7) 研究開発成果の公平な開示等

NTT持株又はNTT東西が、NTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアに対して行う研究成果に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同等とする。

※ 出典

- ・データ通信事業の分離について（昭和63年4月日本電信電話株式会社報道発表）
- ・日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について（平成4年4月郵政省報道発表）
- ・ソフトウェア関連業務の事業化について（平成9年3月日本電信電話株式会社報道発表）
- ・日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針
(平成9年12月郵政省告示)